

令和2年6月1日

関係保護者 各位

社会福祉法人うらわ学園

「新型コロナウイルス感染症」の対応について第5報(お知らせ)

政府から発出されていた「緊急事態宣言」が5月25日に解除されました。併せて、埼玉県から段階的な解除案が発出されました。学園では、これまでの約一か月間、全利用者の登園を自粛し在宅訓練及び分散登園を実施してまいりましたが、6月1日(月)より通常業務に戻し訓練及び作業を再開します。

つきましては、下記のような対応で実施しますので、ご理解・ご協力のほど宜しくお願いいたします。

記

1 今後の対応

- ・登園時はマスクの着用をお願いします。
- ・登園時、学園入り口で検温を実施します。(37度以上の場合は、早退となります。)その後、手洗い・うがいをして作業、訓練に入ります。
- ・毎朝、園内のドアノブ、テーブル、互いに触れる場所等をアルコールで消毒を行っています。
- ・学園内は、3密を避けるため手洗い場、食事時、階段の利用等を工夫して利用することになっています。
- ・作業中園生は、原則マスクを着用し訓練・作業を行います。職員はフェイスシールドを着用して指導・支援します。
(ハウスクリーニングは作業場所によって、フェイスシールドを着用します。)
- ・熱が37度を超える場合で休んだ場合、解熱後2日～3日自宅療養をしてください。
- ・通園時、電車・バス等を利用して登園する園生は、車内の混雑の状況によって1時間程度の時差通園を認めます。(時差通園を希望する場合は、申し出てください。)
- ・下園時刻は、就労継続支援B型利用者は4時15分、就労移行支援利用者は4時30分を目安に下園していましたが、コロナの終息までは三密を軽減させるために、30分程度早めに下園させます。(企業実習、ハウスクリーニングに参加している利用者は、通常下園になります。)

※三密を避ける生活を心がけてください。

- ・新型コロナウイルス感染のリスクが高い条件は、3つの条件「換気の悪い密閉空間」、「人が密集している空間」、「近距離での会話や発声がある空間」が重なった場合といわれています。
- ・外出する場合は、マスク着用で帰宅した際は手洗い・うがいの励行をお願いします。
- ・園生に、当面マスクを10枚程度配布します。洗えるマスクと併用して使用してください。

※新型コロナウイルス感染による第2波に備えて

再び新型コロナウイルス感染の拡大により、国からの「緊急事態宣言」や県からの「不要不急の外出を控える等」の要請が発出された場合は、在宅訓練・分散登園に変更した対応を行います。

2 工賃の支給について

前回の第4報でお知らせした就労移行事業、就労継続支援B型事業の工賃ですが、この一か月の間コロナの影響で、企業から製袋加工等の受注の減少や工場閉鎖等の連絡があり、学園の収入が減収見込みとなりました。

そこで、就労移行事業、就労継続支援B型の工賃支給額は変更せず、就労移行事業の皆勤手当等を2,000円から1,000円に変更させていただきます。

尚、さらに減少が見込まれる場合は、年度途中で工賃の改定をさせていただきます。逆に、収入が増加した場合は一時金を支給していく予定ですのでご理解ください。

※4月からの工賃は、6月からの支給開始となります。